

# 一般社団法人広島県病院薬剤師会 委員会規程

## (目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人広島県病院薬剤師会（以下、本会）定款第13条に定める委員会の運営を円滑に実施することを目的とする。

## (委員構成等)

第 2 条 委員会の構成員数は、原則として担当副会長・委員長・担当理事および10名以内の委員とする。

- 2 前項で定める委員の人数を超えて構成する場合は、会長の承認を得なければならない。
- 3 委員の任期は、理事会で承認された年度の6月1日から2年とする。
- 4 補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 委員会の目的達成のため、理事会で承認を得た場合は本会会員以外の者を特別委員に委嘱することができる。特別委員も委員会の構成員数に含まれる。
- 6 委員の兼任は原則として1つまでとする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

## (委員会)

第 3 条 委員会の名称並びに分掌を以下に定める

### 学術・教育研修委員会

本会会員の学術・技能の向上

研究発表会およびシンポジアムの他、必要な研修会の企画並びに運営に関する事項

認定実務実習指導薬剤師の育成に関する事項

### 医薬品情報委員会

医薬品の適正使用と有効性・安全性の確保に必要な情報の収集・編纂・伝達

医薬品情報に関する出版物の発行に関する事項

### 薬剤業務委員会

薬剤業務向上に貢献する薬剤師の育成に関する事項

### 専門薬剤師委員会（がん・緩和）

がん・緩和医療に関する薬剤師の学識並びに職能向上に関する事項

がん・緩和医療に関する高い専門性を備えた薬剤師の育成に関する事項

### 専門薬剤師委員会（感染）

感染症に関する薬剤師の学識並びに職能向上に関する事項

感染症に関する高い専門性を備えた薬剤師の育成に関する事項

### 専門薬剤師委員会（糖尿病）

糖尿病医療に関する薬剤師の学識並びに職能向上に関する事項

糖尿病医療に関する高い専門性を備えた薬剤師の育成に関する事項

精神科病院業務検討委員会

- 精神科医療に関する薬剤師の学識並びに職能向上に関する事項
- 精神科医療に関する高い専門性を備えた薬剤師の育成に関する事項

病院機能別業務検討委員会

- 医療機能に応じた薬剤業務の向上に関する事項
- 病院薬剤師の連携に関する事項

地域医療連携支援検討委員会

- 地域医療連携に貢献する薬剤師の育成に関する事項
- 地域医療における多職種連携に関する事項

調査広報委員会

- 広島県病院薬剤師会雑誌の発行
- 本会のホームページの運営に関する事項

会員委員会

- 本会会員名簿の編集発行に関する事項
- 本会会員管理に関する事項

国際交流委員会

- 本会会員の国際交流に関する事項

(会 議)

- 第 4 条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。ただし、やむを得ない事由により委員長が出席できない場合は、委員長が議長を指名することが出来る。
- 2 会議は、必要に応じてオンラインにより行うことが出来る。

(議事録・成果等)

- 第 5 条 委員長は議事録を作成し、理事会にて議事内容を報告する。
- 2 委員会の活動で得られた成果について報告ならびに雑誌などに掲載する場合は定款細則第 6 条に従う。

(調 査)

- 第 6 条 委員会が企画し本会が実施するアンケート調査等の調査活動は、委員長が開始前に調査の概要及び対象施設、調査にかかる様式などについて、理事会で承認を得なければならない。

(交通費、日当等)

- 第 7 条 交通費および日当は本会旅費規程による。

(適 用)

- 第 8 条 本規定は第 2 条第 5 項を除き原則として特別委員にも適用する。

(改 廃)

- 第 9 条 本規定の改廃は理事会において行うことができる。

附 則

1. 本規程は令和 3 年 5 月 22 日より実施する。